

しげい病院 訪問リハビリテーション ご利用単位表（介護保険）

事業所番号：3310210145

【基本報酬】（厚生労働省公示額） *1割負担分単位です

基本サービス費	単位
訪問リハビリテーション費（訪問リハビリ 1） （1回 20分につき）	308 単位
介護予防訪問リハビリテーション費（予防訪問リハ 1） （1回 20分につき）	298 単位

【加算料金】（厚生労働省公示額）

加算	単位
短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき)	200 単位
リハビリテーションマネジメント加算 1（イ） （1月につき）	180 単位
リハビリテーションマネジメント加算 2（ロ） （1月につき）	213 単位
リハビリテーションマネジメント加算 3 （1月につき）	270 単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）	240 単位
退院時共同指導加算（退院時1回につき）	600 単位
移行支援加算（1日につき）	17 単位
サービス提供体制強化加算（I）（1回につき）	6 単位

- ※ 介護保険制度改正時には、変更されます。
- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内に利用の場合加算されます。退院（所）日又は認定日から3ヶ月以内は週に240分（最大12回）の提供が可能です。加算の算定にあたっては1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施の場合となります。
- ※ 当事業所はリハビリテーションマネジメント加算2（ロ）を算定できる体制を整えており、リハビリテーションマネジメント加算3は事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合加算されます。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は退院（所）日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間に、1週間に2日が限度になります。
- ※ 移行支援加算算定の認定を受けています。移行支援加算は訪問リハビリテーション（要介護）の方のみ対象となります。
- ※ 当事業所はサービス提供体制強化加算（I）を算定できる体制基準に適合しています。